

水俣市監査委員公告第8号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和5年度財政援助団体に対する監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年12月1日

水俣市監査委員 永 田 靖

同 桑 原 一 知

令和5年度財政援助団体等に対する監査等に関する監査結果報告

1 本監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）第4条第1項第6号
地方自治法第199条第7号

2 監査等の種類 財政援助団体等に対する監査

3 監査等の対象

- (1) 財政援助団体等 : 一般社団法人 みなまた観光物産協会
- (2) 財政援助元 : 観光スポーツ戦略課
- (3) 対象とした内容 : 令和2年度～令和4年度
みなまた観光物産協会事業費補助金

4 監査の着眼点

別添「財政援助団体等監査着眼点」に沿って実施した。ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整するとともに、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象の団体等に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行ったうえ、資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促した。

その後、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、監査委員及び事務局員が実地調査等を行った。

その後、監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 財政援助元

- ア 場所 監査事務局執務室内
- イ 日程 令和5年9月26日（火）から9月28日（木）まで

(2) 財政援助団体等

- ア 場所 一般社団法人 みなまた観光物産協会
- イ 日程 令和5年10月12日（木） 午前9時30分から

(3) 本監査

令和5年10月12日（木）から11月10日（金）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。なお、監査に指摘、意見及び勧告等の区分は、別表のとおり、水俣市監査等結果の取扱要領（令和2年水俣市監査委員規程第9号）に示すとおりとする。

（1）財政援助団体【一般社団法人 みなまた観光物産協会】

（1） 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

（2） 指摘事項 特になし。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

（3） 注意事項 特になし。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

（4） 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 多くの書類の添付が必要になっており、事務量は膨大だったと思われるが、きれいにファイリングされていた。今後も適正な処理を続けてほしい。

（5） その他事項 特になし。

（2）財政援助元【観光スポーツ戦略課】

（1） 勧告事項 特になし。

（2） 指摘事項 特になし。

（3） 注意事項 特になし。

(4) 意見・提案事項 特になし。

(5) その他事項 特になし。

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

令和５年度財政援助団体等に対する監査等に関する監査結果報告

1 本監査の根拠 水俣市監査基準（令和２年監査委員規程第４号）第４条第１項第６号
地方自治法第１９９条第７号

2 監査等の種類 財政援助団体等に対する監査

3 監査等の対象

- (4) 財政援助団体等 : 水俣商工会議所
- (5) 財政援助元 : 経済振興課
- (6) 対象とした内容 : 令和２年度～令和４年度
水俣商工会議所事業費補助金

4 監査の着眼点

別添「財政援助団体等監査着眼点」に沿って実施した。ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整するとともに、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象の団体等に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行ったうえ、資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促した。

その後、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、監査委員及び事務局員が実地調査等を行った。

その後、監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(4) 財政援助元

ア 場所 監査事務局執務室内

イ 日程 令和５年９月２６日（火）から９月２８日（木）まで

(5) 財政援助団体等

ア 場所 水俣商工会議所

イ 日程 令和５年１０月１９日（木） 午後１時３０分から

(6) 本監査 令和５年１０月１９日（木）から１１月１０日（金）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。なお、監査に指摘、意見及び勧告等の区分は、別表のとおり、水俣市監査等結果の取扱要領（令和2年水俣市監査委員規程第9号）に示すとおりとする。

（1）財政援助団体【水俣商工会議所】

（1） 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

（2） 指摘事項 特になし。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

（3） 注意事項 特になし。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

（4） 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 多くの書類の添付が必要になっており、事務量は膨大だったと思われるが、きれいにファイリングされていた。今後も適正な処理を続けてほしい。

（5） その他事項 特になし。

（2）財政援助元【経済振興課】

（1） 勧告事項 特になし。

（2） 指摘事項 特になし。

（3） 注意事項 次のとおり。

ア 補助事業等の内容等に変更事由が生じた場合は、補助金変更交付申請書を提出す

るとなっている（水俣市補助金等交付規則第7条）が、変更されている項目があるが申請されていない。変更等について相談等があった場合、書類等に記録として残しておくべきである。

（ア）補助金申請時の積算項目より新たな項目が加わっていて、科目も誤っている。

令和2年度プレミアム商品券発行事業

（イ）補助金申請時の補助金配分の内訳と実績報告の内訳が変更されている。

令和3年度水俣商工会議所事業費補助金（中小企業経営改善普及事業）

イ 精算報告を行う際に、証拠書類との突合を行った経緯が見当たらないので、その証拠を残すべきである。

水俣商工会議所事業費補助金

（4） 意見・提案事項 特になし。

（5） その他事項 特になし。

8 その他必要と認める事項

（2） 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。